

監査報告書

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について、令和元年5月29日に監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 附記事項

介護保険事業をはじめとする収益事業等の事業効率化に積極的に取り組まれ、ともすれば「親方日の丸」といった赤字体質を、独自財源の確保に努力された結果、事業運営が安定し、収益を協議会独自事業の活性化に当てられていることが事業報告書及び決算書からうかがえました。

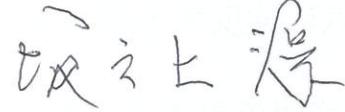
このことは、会長をはじめとする社会福祉協議会の理事、職員の精励の結果であると認められます。今後とも皆さんのご活躍に期待いたします。

しかしながら、社協活動を根本で支える会費収入については、賛助会員・特別会員の会費収入は伸びているものの、一般会員の会費収入は1,414千円から1,178千円と大きく減少しています。

町内会・自治会の組織率低下や社協会員となってメリットがあるのかといった個人意識の変化等により、会費の確保が困難になっていることは承知していますが、「社協活動の紹介」など事業の具体的な広報を強化され、町民の理解を得た上での会費収入、会員確保に今後とも一層のご努力をお願いします。

令和元年6月6日

社会福祉法人
大山崎町社会福祉協議会
会長 川戸 徳郎 様

監事  
監事  